

議案第1号～5号

令和6年度

事業計画



日本赤十字社 茨城県支部  
Japanese Red Cross Society

## 日本赤十字社の使命

わたしたちは、  
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、  
いかなる状況下でも、  
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

## わたしたちの基本原則

- わたしたちは、世界中の赤十字が共有する7つの基本原則にしたがって行動します。
- 人道：人間のいのちと健康、尊厳を守るため、苦痛の予防と軽減に努めます。
  - 公平：いかなる差別もせず、最も助けが必要な人を優先します。
  - 中立：すべての人の信頼を得て活動するため、いっさいの争いに加わりません。
  - 独立：国や他の援助機関の人道活動に協力しますが、赤十字としての自主性を保ちます。
  - 奉仕：利益を求めず、人を救うため、自発的に行動します。
  - 単一：国内で唯一の赤十字社として、すべての人に開かれた活動を進めます。
  - 世界性：世界に広がる赤十字のネットワークを生かし、互いの力を合わせて行動します。

## わたしたちの決意

わたしたちは、赤十字運動の担い手として、  
人道の実現のために、  
利己心と闘い、無関心に陥ることなく、  
人の痛みや苦しみに目を向け、  
常に想像力をもって行動します。

## は じ め に

赤十字事業の推進につきましては、日頃から県民の皆さま並びに地区分区をはじめとする各関係者の皆さまから深いご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、全国各地で大規模な自然災害が発生しておりますが、令和5年も台風などによる災害が発生し、多くの方々が被災されました。特に令和5年6月の台風第2号等による大雨災害では、本県の取手市を中心に約600世帯が浸水被害に見舞われました。

当支部は同市に被災者やボランティア活動従事者を対象とした救護所を開設し、支部職員のほかボランティアを派遣し、けがの手当てや健康相談を行うなど、被災者支援にあたりました。

また、令和5年9月には台風第13号により、県内各地で家屋の浸水等の被害が発生し、当支部は日立市・北茨城市に対し、救援物資や布団セット等を提供いたしました。

さらに、令和6年1月に発生した能登半島地震においては、石川県珠洲市に救護班等を派遣し、被災地支援にあたっています。

今後も、「人間のいのちと健康、尊厳を守る」という赤十字の使命を果たすため、職員とボランティアが一丸となって赤十字事業の推進に努めてまいります。

さて、令和6年度の茨城県支部では、防災セミナーや防災教育事業の推進、防災関連イベントを実施し、地域防災力の向上に努めるほか、継続的なボランティア研修の実施や社会福祉協議会等の関係機関との連携を強化し、ボランティア主体の活動充実を図ってまいります。

さらに、会員や奉仕団員、県民の皆さんに赤十字へのご理解とご協力をいただけるよう、定期広報紙の発行や、新聞・ラジオ・SNSによる情報発信など広報活動を積極的に努めてまいります。

水戸赤十字病院は、令和5年6月に創立100周年を迎える記念事業を挙行したところですが、医師をはじめとした医療人材の確保・育成に積極的に取り組み、次の100年も県央地区における中核病院としての役割を担ってまいります。

古河赤十字病院は、県西地区における「地域医療支援病院」として、感染症対策や地域のクリニックとのさらなる連携強化等により、地域住民の健康を守るための医療を実践してまいります。

乳児院は、入所児の個々の発達段階に応じた養育により、子ども達が健やかに成長できる生活の場を提供し、家庭的養護を目指したよりきめ細かなケアに取り組んでまいります。

血液センターは、引き続き行政機関や関係団体との連携を強化し、献血の推進を図るとともに、安全な血液製剤の効率的な供給に努めてまいります。

令和6年度におきましても、県民の皆さんをはじめ、地区分区、行政機関、各種団体等のご理解をいただき、地域の期待に応えるべく関係者の方々と密接な連携を図りながら取り組んでまいりますので、今後とも、一層のご支援ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

## 目 次

1	災害救護事業	1
2	救急法等の講習	4
3	地域包括ケア事業	6
4	赤十字奉仕団	7
5	青少年赤十字	9
6	国際活動	11
7	看護師の養成	12
8	DXの推進、GXへの対応	12
9	広報活動	13
10	会員の増強と活動資金の確保	14
11	医療事業	16
	水戸赤十字病院	
	古河赤十字病院	
12	社会福祉事業	18
	日本赤十字社茨城県支部乳児院	
13	血液事業	19
	茨城県赤十字血液センター	
14	評議員会・監査	21

### 資料編

1	日本赤十字社茨城県支部機構図	24
2	施設一覧	25

# 令和6年度茨城県支部主要事業体系

令  
和  
6  
年  
度  
日  
本  
赤  
十  
字  
社  
茨  
城  
県  
支  
部  
事  
業  
概  
要

災害救護事業	○災害救護体制の強化 ○被災地における救護活動 ○赤十字防災ボランティアリーダー・地区リーダーの養成 ○赤十字防災セミナーの充実 ○防災教育の促進 ○救援物資の備蓄及び資機材整備 ○災害義援金の受付 ○臨時救護活動の実施
救急法等の講習	○救急法講習 ○水上安全法講習 ○健康生活支援講習 ○幼児安全法講習 ○オンライン講習（各短期講習） ○救急法等指導体制の強化
地域包括ケア事業	○地域包括ケア事業の拡大と充実 ○災害要配慮者に対応したレシピ開発
赤十字奉仕団	○奉仕団の結成促進と団員の確保 ○奉仕団活動の活性化 ○地域防災力向上のための防災・減災への取り組み
青少年赤十字	○青少年赤十字活動の充実と加盟促進 ○防災教育の促進（再掲） ○国際交流事業の推進
国際活動	○国際開発協力事業の推進（資金の援助） ○国際要員の育成 ○海外たすけあい募金キャンペーンの実施 ○海外救援金の募集
看護師の養成	○日赤看護大学生に対する奨学金貸与
D Xの推進、G Xへの対応	○D Xの推進 ○G Xへの対応
広報活動	○広報紙等の配布 ○マスメディアに対する情報提供 ○S NSによる情報発信 ○イベント等での広報
会員の増強と活動資金の確保	○地区分区との連携 ○既存会員の維持・確保 ○新規会員の獲得 ○法人対象の活動資金募集に注力 ○遺贈・相続財産寄付の受付推進

# 1 災害救護事業

災害救護事業は、赤十字本来の使命に基づく最も重要な事業です。

今後発生が危惧されている南海トラフ地震や首都直下地震、さらに近年、激甚化・頻発化する豪雨災害等による大規模災害に対して、災害対応力の強化と救護班の訓練・研修を実施するとともに、救護活動に必要な資機材等の充実を図ります。

また、災害からいのちを守る意識の醸成を図るために地域社会や児童生徒を対象に防災セミナー や防災教育を実施します。

## (1) 災害救護体制の強化

診療活動を行う医師・看護師などの救護班要員の知識と技術の向上を目的とする訓練を実施するとともに、防災関係機関が実施する訓練等に参加し、他の機関との連携・協力体制の構築に努めます。

ア 第2ブロック支部主催（第2ブロック：関東甲越の1都8県支部）

- ① 日本赤十字社第2ブロック支部災害救護訓練（千葉県支部）
- ② 日本赤十字社第2ブロック被災地支部災害対策本部運営・支援訓練（東京都支部）
- ③ 日本赤十字社第2ブロック支部被災地先遣要員派遣訓練（群馬県支部）
- ④ 全国赤十字救護班研修会（本社並びに第2ブロック支部共催）

イ 茨城県支部主催

- ① 日本赤十字社茨城県支部常備救護班等災害救護訓練
- ② 日本赤十字社茨城県支部常備救護班主事等研修会
- ③ 救護員としての赤十字看護師研修会
- ④ こころのケア研修会
- ⑤ 支部職員を対象とした災害対策本部運営訓練

ウ 本社主催

- ① 日赤災害医療コーディネート研修会
- ② こころのケア指導者養成研修会
- ③ 防災教育事業主任指導者研修会

エ 他団体主催

- ① 市町村等関係機関の防災訓練
- ② 市町村社協災害ボランティアセンター運営訓練

## (2) 被災地における救護活動

災害発生時には本社・他支部と連携しながら、当支部が常備救護班9個班（水戸赤十字病院6個班、古河赤十字病院3個班）、日赤D.M.A.T.3チーム（水戸赤十字病院2チーム、古河赤十字病院1チーム）等を派遣します。

## (3) 赤十字防災ボランティアリーダー・地区リーダーの養成

防災ボランティアリーダー・地区リーダーは、近年、被災地での災害ボランティアセンターの運営支援をはじめとした様々な役割を担っており、防災ボランティアのリーダーとなる人材の養成及び確保のため、本社や関係機関と協力して必要な研修等を実施します。

ア 支部主催  
防災ボランティア地区リーダー等研修会

イ 本社主催  
防災ボランティアリーダー養成研修会

ウ 他団体主催  
県・市町村等関係機関の防災訓練

#### (4) 赤十字防災セミナーの充実

被災を最小限に抑えるためには、発災直後の救護活動だけではなく、日頃から防災・減災に取り組み、地域の自助・共助の力を高めることが重要です。

このため、防災・減災に関する知識や技術を学ぶことができる地域住民向けの「赤十字防災セミナー」を開催し、レジリエンスの力が高い地域コミュニティを形成します。

また、新カリキュラム（KAG・ひなんじょたいけん）の展開や、行政との連携を通じて、幅広い受講ニーズに対応し、広く普及を推進します。

#### (5) 防災教育の促進

ア 防災教育の推進

未来を担う子どもたちが効果的に災害時の危険な場所・行動について学び、自分を守るために基礎的な知識や判断力を身につけられるよう、学校の指導者の協力のもと日本赤十字社が作成した防災教材「ぼうさいまちがいさがしきけんはっけん」、「まもるいのち ひろめるぼうさい」を活用して防災教育に取り組みます。

イ 小学校・中学校・高等学校の指導者向け防災教育指導者研修会の開催  
防災教材「まもるいのち ひろめるぼうさい」の使い方研修会を開催します。

ウ 賛助奉仕団員による防災教育の協力体制強化

- ① 賛助奉仕団員を対象に防災教材の使い方研修会を開催し、防災教育の指導スタッフを養成します。
- ② 加盟校が実施する防災教育事業等に賛助奉仕団員を派遣し講演等を行う等、加盟校の指導者をサポートします。

エ BOSAI キャンプの開催（茨城新聞社との共催）

災害時や緊急時を生きぬく知恵と技を身に着けられるよう身近にある物や道具を使った家族向けの体験型ワークショップであるBOSAI キャンプ開催します。

オ 防災わくわくワークショップの開催

夏休みに、小学生を対象にワークショップを開催し、防災への意識を高めてもらうとともに、青少年赤十字の普及促進を図ります。

#### (6) 救援物資の備蓄及び資機材整備

救護活動の充実を図るため、地区・分区や救護班等に対し資機材の整備や救援物資の備蓄を行います。

- ア 支部や地区・分区に備蓄する救援物資
  - 毛布
  - タオルケット
  - ブルーシート
  - 布団セット
  - 安眠セット
  - 緊急セット（携帯ラジオ、電池、歯ブラシ、懐中電灯等）
- イ 地区・分区に整備する資機材
  - 災害救援車両
  - テント
  - 中型倉庫
- ウ 救護班や支部に整備する資機材
  - 災害救援車
  - 投光器
  - 救護活動用タブレット P C 等

#### (7) 災害支援金の受付

災害が発生した際、被災された方々を支援するために災害支援金を受け付けます。

#### (8) 臨時救護の実施

県民が多数参加する行事等の参加者の健康管理と臨時救護活動を実施するため、看護師を派遣します。

## 2 救急法等の講習

赤十字の使命に基づき、命を救う方法や健康で安全に暮らすための知識と技術を普及するため、救急法等の講習を開催しております。

令和6年度は教職員を対象に一次救命処置（心肺蘇生・AEDの使い方）の普及をより一層促進するとともに、茨城県キャンプ協会と連携しアウトドア愛好家向けの救急法講習を実施します。

また、小中高等学校や社会福祉協議会、自主防災組織等からの要請により開催する講習では、指導員派遣料を免除し受講しやすい環境を整え、救命率や地域防災力の向上に寄与します。

### (1) 講習の種類と内容

#### ア 救急法講習

心肺蘇生、AEDの使い方、気道異物除去を中心に一次救命処置の基本を学ぶ「基礎講習」、日常生活における事故防止、手当の基本、災害時の心得などの知識と技術を学ぶ「救急員養成講習」、希望に応じて講習の内容の一部を学ぶ「短期講習」を開催します。

#### イ 水上安全法講習

水の事故から人命を守るため、事故防止、溺れた人の救助、応急手当などの知識や技術を学ぶ「救助員養成講習」、希望に応じて講習内容の一部を学ぶ「短期講習」を開催します。

#### ウ 健康生活支援講習

高齢社会を迎え、高齢者の健康的な生活を支える地域の担い手が必要とされていることから、健康増進の知識や高齢者の支援・自立に役立つ介護技術などを学ぶ「支援員養成講習」、希望に応じて講習内容の一部を学ぶ「短期講習」を開催します。

#### エ 幼児安全法講習

子どもを大切に育てるために、乳・幼児期に起こりやすい事故の予防と手当、かかりやすい病気と発熱・けいれんなどの症状に対する手当などの知識と技術を学ぶ「支援員養成講習」、希望に応じて講習内容の一部を学ぶ「短期講習」を開催します。

#### オ オンライン講習

社会環境の変化や多様なニーズに対応するため、職場や自宅等で気軽に受講できるオンライン講習を実施し、時間的制約がある方でも受講しやすい環境を整え講習普及の拡充を図ります。

また、受講者を教職員や保育者、子育て支援者などに特定し、属性に応じた内容でオンライン講習を開催します。

#### カ 教職員を対象とした救急法講習の普及促進

茨城県の関連条例や救急蘇生法の指針では、教職員に対する一次救命処置の普及が救命率向上にとって効果的とされていることから、受講者を教職員に特定したオンライン講習や救急法基礎講習を開催し、心肺蘇生やAEDの使い方の知識や技術の普及促進を図ります。

#### キ アウトドア愛好家向け救急法講習の開催

近年人気のアウトドアの活動は火傷や切り傷などケガの発生も懸念されることから、茨城県キャンプ協会と連携してアウトドア愛好家を対象とした救急法講習を開催し、応急手当の

知識や技術を普及するとともに、講習を通じて赤十字事業のPRを行います。

## (2) 救急法等指導体制の強化

### ア 指導員養成

指導体制を強化するための中期計画に基づき、水上安全法指導員を養成します。

### イ 指導員研修

指導員の資質向上を図るためスキルアップやフォローアップ研修を実施します。

## (3) 講習実施計画

当支部主催の講習や学校や企業、団体等からの依頼による講習を県内各地で実施します。

計画の合計 実施：276回 受講者：12,768人

講習区分	救急法		水上安全法		健康生活支援講習		幼児安全法	
	回数	受講者	回数	受講者	回数	受講者	回数	受講者
基礎	48	944						
養成	23	556	10	130	3	45	6	94
短期	対面型	96	3,672	9	309	18	600	35
	オンライン	19	3,180					9 2,542
合計		186	8,352	19	439	21	645	50 3,332

## (4) 指導員派遣料の免除規定の見直し

これまでも地区・分区や地域赤十字奉仕団からの要請に基づく講習では、指導員派遣料を免除していましたが、令和6年度から対象範囲を拡大し、保育園・幼稚園・小中高等学校、社会福祉協議会、自主防災組織等も指導員派遣料を免除とし、受講しやすい環境を整え救命率や地域防災力の向上を図ります。

### **3 地域包括ケア事業**

少子高齢化や災害の多発化など地域が抱える課題に対し、当支部が有する講習、防災セミナー等のコンテンツや奉仕団員等の人的資源、地区分區などのネットワークを活用して、市民の「自助」や「互助」意識の醸成を図りより良い地域づくりの一助となることを目的に地域包括ケア事業を実施します。

#### **(1) 地域包括ケア事業の拡大と充実**

笠間市社会福祉協議会で実施したモデル事業の評価・検証を踏まえ、笠間市以外の市町村へ本事業を拡大します。

事業実施にあたっては、当支部と安全奉仕団員が日赤地区分区や市町村社会福祉協議会へヒアリングを行い、地域福祉のニーズに即した講習、防災セミナー等のコンテンツを提供します。

#### **(2) 災害要配慮者に対応したレシピ開発**

災害の激甚化・頻発化に伴い、避難所生活が長期化することで栄養不足に陥り身体の状態を悪化させてしまうことが懸念され、特に災害要配慮者の支援が肝要であります。そのようなことから、大学や県内赤十字病院と協働で災害要配慮者に適した災害時炊き出しレシピを開発・普及します。

## 4 赤十字奉仕団

赤十字奉仕団は、赤十字の使命である人道的活動を実践しようとする人々が集まるボランティア組織であり、地域に根付いた幅広い活動を行う「地域赤十字奉仕団」、技能を活かした活動を行う「特殊赤十字奉仕団」、学生達が若さを活かした活動を行う「青年赤十字奉仕団」で構成されています。また、災害時においては、「赤十字防災ボランティア」としても活動します。

### (1) 奉仕団の結成促進と団員の確保

当支部では、地域赤十字奉仕団42団（44市町村中）、特殊赤十字奉仕団9団、青年赤十字奉仕団2団が結成され、総勢約7,400人が活動しています。高齢化などにより団員が減少する一方で、増加するボランティアニーズに応えるため、引き続き団員の確保に努めます。

- ア 地域赤十字奉仕団の未結成地区の解消に向け、市地区と連携して結成を促進
- イ 青少年赤十字卒業生等を対象とした青年赤十字奉仕団を結成し、活動の場を提供

### (2) 奉仕団活動の活性化

赤十字奉仕団団員のボランティア意識の高揚と、奉仕団活動の更なる推進や充実を図り、地域や若年層のリーダーを養成するため、会議や研修会の更なる充実に努めます。

#### ア 委員会

委員会名	開催時期	開催予定地
赤十字奉仕団茨城県支部委員会	6月・2月	支部
地域赤十字奉仕団活動活性化委員会	6月・2月	支部

#### イ 地域、特殊赤十字奉仕団向け研修会

研修会名	開催時期	開催予定地
基礎研修会（地域奉仕団主催）	通年	各地区分区
リーダーシップ研修会	10月	支部
赤十字奉仕団視察研修	未定	未定

#### ウ 青年赤十字奉仕団向け研修会

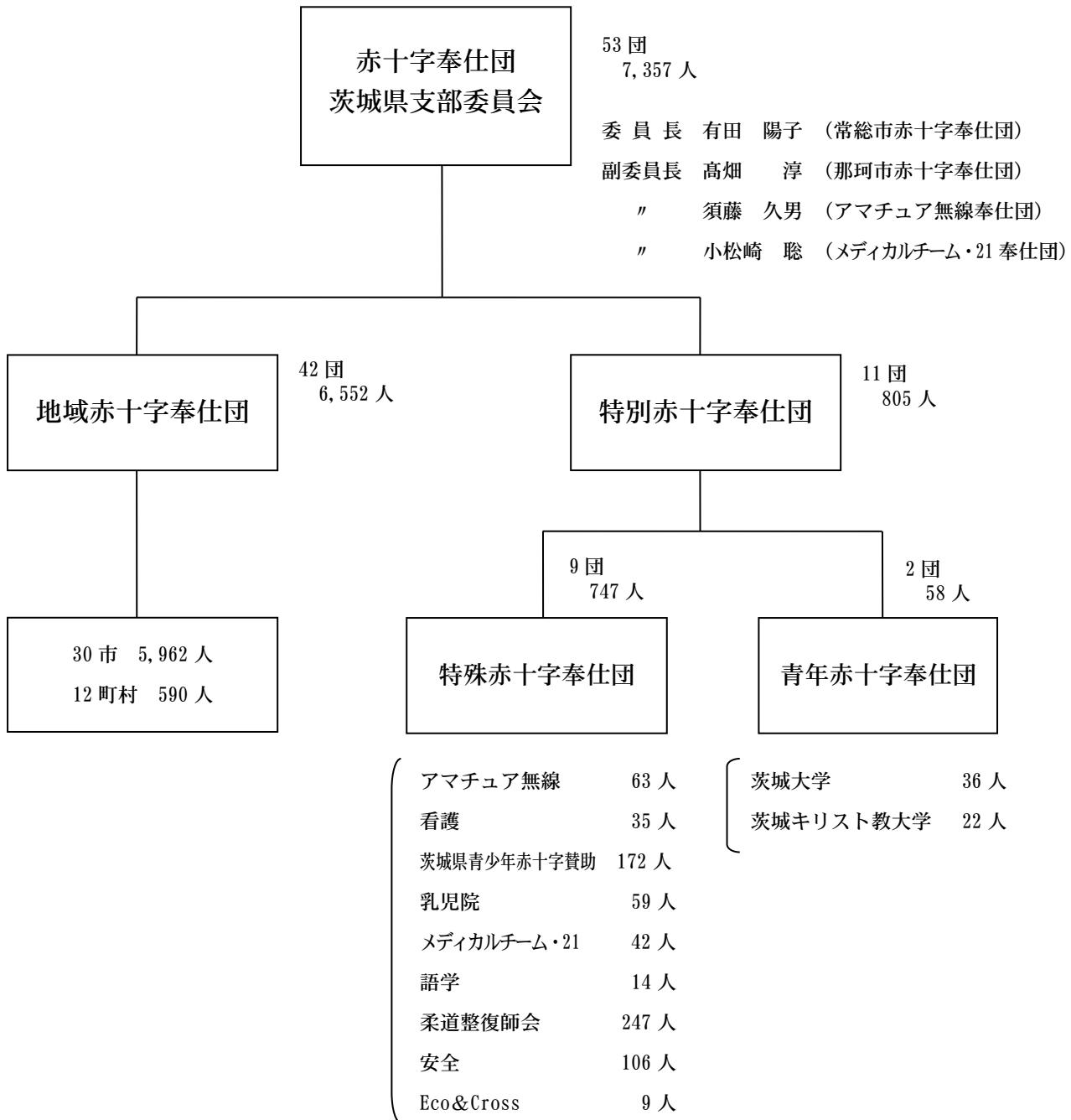
研修会名	開催時期	開催予定地
基礎・防災研修会	夏、秋、冬 各1回	オンライン会議、支部参集
リーダーシップ研修会	1月	支部
他県青年奉仕団との交流会	10月	支部

### (3) 地域防災力向上のための防災・減災への取り組み

近年頻発化する自然災害に備え、自分の命は自分で守るための正しい知識と判断力を身につけること、地域における防災力を高め災害の被害を減らすことに積極的に取り組みます。

- ア 防災啓発プログラムで学んだ防災・減災の知識や技術を各地域において普及
- イ 幼稚園・保育園・小学校・中学校・高等学校の児童・生徒を対象に、賛助奉仕団員による防災教材を活用した防災教育の促進

## 赤十字奉仕団の組織と結成状況（令和5年12月31日現在）



## 5 青少年赤十字

青少年赤十字（JRC）メンバーは、「気づき、考え、実行する」という自主・自立の態度目標に基づき、「健康・安全、奉仕、国際理解・親善」の3つの実践目標を掲げ、学校教育や各地域の実情に応じた様々な活動に取り組んでいます。

また、青少年赤十字活動をより多くの学校に広げるため、県教育委員会、県指導者協議会、賛助奉仕団との連携を密にし、加盟促進の強化に努めます。

### (1) 青少年赤十字活動の充実と加盟促進

#### ア 活動の充実・強化

##### ① リーダーシップ・トレーニング・センターの開催

「リーダーシップ・トレーニング・センター」（2泊3日）を中学・高校合同で開催し、JRCメンバーが集団生活や活動体験等を通して、リーダーとして必要な自主的、自発的生活態度の育成及び赤十字精神の高揚を図ります。

##### ② 青少年赤十字指導者の育成

学校教育の中で青少年赤十字の積極的な活用を図るため、JRC指導者を対象として指導法や、防災教育にかかる研修を開催します。

また、本社主催の研修会へ指導者を派遣し、活動の中心となるリーダーを養成します。

##### ③ 賛助奉仕団員の協力

賛助奉仕団員を加盟校の登録式に派遣し、団員が培ったノウハウを十分に發揮できる場を提供することにより、支部、賛助奉仕団、加盟校との関係をより強固なものにします。

##### ④ 加盟校を対象とした助成

活動活性化の一助となるよう、加盟校を対象に助成を行います。

##### ⑤ 青少年赤十字オンライン防災セミナーの開催

県内のJRCメンバーを対象に、防災についての学習機会を提供するため、セミナー（オンライン）を開催します。

#### イ 加盟促進

##### ① 各関係機関との連携

県教育委員会、県指導者協議会、賛助奉仕団との情報共有と連携を図り、市町村教育委員会、校長会等への啓発活動を行い、青少年赤十字への加盟促進に努めます。

##### ② 新規加盟校を対象とした助成

新たに青少年赤十字に加盟する学校に対し、青少年赤十字活動に対する助成を行います。

### (2) 防災教育の促進（再掲）

#### ア 防災教育の推進

日本赤十字社が作成した防災教材「ぼうさいまちがいさがし きけんはっけん」、「まるもるいのち ひろめるぼうさい」の積極的な活用をもって、未来を担う子どもたちが効果的に災害時の危険な場所・行動について学び、自分を守るために基礎的な知識や判断力を身につけられるよう、学校の指導者の協力を得て防災教育に取り組みます。

#### イ 幼稚園・保育園の指導者向け防災教育指導者研修会の開催

防災教材「きけんはっけん まちがいさがし」の使い方研修会を開催します。

ウ 賛助奉仕団員による防災教育の協力体制強化

- ① 賛助奉仕団員を対象に防災教材の使い方研修会を開催し、防災教育の指導スタッフを養成します。
- ② 加盟校が実施する防災教育事業等に賛助奉仕団員を派遣し講演を行う等、加盟校の指導者をサポートします。

(3) 国際交流事業の推進

ア 北関東3県支部合同青少年赤十字国際交流事業の開催

栃木県、群馬県支部と合同で青少年赤十字メンバー及び指導者をマレーシアの赤十字社へ派遣します。JRCメンバー達は、マレーシア赤十字社及び加盟校を訪問し、交流会等を通して海外の赤十字活動や文化、環境・社会問題への見識を深めます。

イ 語学奉仕団等との連携事業

語学奉仕団や国際交流団体と連携を図り、JRCメンバーを対象とした国際交流イベントを開催し、海外のJRCメンバーや諸外国の方との意見交換などを通して、異文化や相手の考え方への理解を深めます。

青少年赤十字加盟状況 (令和5年12月31日現在)

種 別	加盟校（園）数
幼稚園・保育所	7園
小学校	152校
中学校	93校
義務教育学校	4校
高等学校	70校
中等教育学校	4校
特別支援学校	3校
通信制	1校
合 計	334校

## **6 国際活動**

日本赤十字社は国際赤十字の一員として、世界各地での人道的な活動を支援しています。

また、発展途上国の保健医療支援事業への資金援助や、海外で発生する自然災害や紛争による被災者への海外救援金の募集等を行います。

### **(1) 国際開発協力事業の推進（資金の援助）**

茨城・栃木・群馬・埼玉の北関東四県支部合同で、バヌアツ赤十字社が主体となって教育現場における防災教育事業や、バングラデシュ赤新月社が主体となって、避難民及び地元コミュニティがより健康的な生活をおくるための保険医療サービスの提供に対し資金援助を行います。

また、青少年赤十字メンバー等を対象に北関東四県で支援している国と日赤職員で、オンラインによる交流会を開催し、赤十字が行う国際活動への理解を深める場を提供します。

### **(2) 国際要員の育成**

日本赤十字社では、職員を対象に「国際救援・開発協力要員（以下、国際要員）」の登録を行い、国際的な規模の自然災害やパンデミック等が発生した際には、被災者や難民などを支援をするため、現地に国際要員を派遣しています。

当支部は、新たな国際要員を確保するため、意欲ある職員が語学を学べる体制の構築や国際活動の理解促進に努めます。

### **(3) 海外たすけあい募金キャンペーンの実施**

12月1日から25日までの間、世界中で紛争や災害、病気などで苦しんでいる人々を支援するため、NHKと協働で海外たすけあい募金キャンペーンを行います。

### **(4) 海外救援金の募集**

海外で大規模災害などが発生し、国際赤十字・赤新月社連盟や赤十字国際委員会から救援アピールが発出された場合、緊急救援や復興支援をするため、海外救援金の募集を行います。

## 7 看護師の養成

日本赤十字社は、人道・博愛の理念に基づき、保健医療活動をはじめ、国内外の医療救護活動など幅広く社会に貢献できるよう、看護師を養成しています。

当支部では、日本赤十字看護大学の学生を対象に奨学金貸与制度を設け、卒業後は県内の赤十字病院への就職を目指す学生を支援します。

奨学金の貸与人数

学 年	1年	2年	3年	4年	合 計
人 数	0人	1人	1人	1人	3人

## 8 DXの推進、GXへの対応

急速に進む社会のデジタル化を踏まえ、令和4年度に立ち上げた「茨城県支部管内施設デジタル推進検討会」において、赤十字事業のサービス向上、業務の効率化に資すよう継続してDXを推進します。

また、激甚化する水害や猛暑など、気候変動の影響は多くの人々の脅威となっていることから、気候変動の緩和に向けた取り組み（温室効果ガスの排出量削減など）を推進します。

### (1) DXの推進

令和5年度は、外部専門家（DXアドバイザー）の知見を活用し、古河赤十字病院において電子サイン、A I - O C R（画像から文字認識しデータ化する機能）の試行などに取り組んだところであり、その成果を踏まえ、令和6年度は茨城県支部管内施設に同様の取り組みを展開してまいります。

また、デジタル推進検討会を通じて、さらなる取り組みを継続して検討します。

### (2) GXへの対応

GX推進に向け当支部としても、温室効果ガスの排出量削減について、責任を持って効果ある取り組みを進めます。

具体的には、公用車両をハイブリッド車、P H V、E V等の環境対応車へ切り替えるとともに、電気の使用量の削減、空調設備や照明の省エネ化を行い、環境に配慮した事業運営に取り組んでいきます。

## 9 広報活動

日本赤十字社のパートナーである会員、奉仕団員、県民の皆さんに、赤十字の使命、活動の取り組みや成果等を分かりやすく伝え、より一層共感していただけるよう広報活動を積極的に展開し、赤十字への支援拡充を図ります。また、新聞やラジオ等の報道機関への積極的な情報提供に取り組みます。

### (1) 広報紙等の配布

ア 「赤十字 NEWS」、「日赤茨城」、「全戸配布チラシ」を配布し、赤十字事業や活動資金（寄付金）使途についての情報提供に努めます。

イ 災害発生時は、医療救護班派遣等の対応について「救護速報」を発行し、会員等へのタイムリーな活動報告に努めます。

ウ 会員に対して支部オリジナル卓上カレンダーを配付することで赤十字事業のPRを図り、継続支援につなげます。

### (2) マスメディアに対する情報提供

ア 災害時の救護活動や主要事業を行う際は、新聞やラジオ等の報道機関に対し積極的に情報提供を行い、多方面で赤十字活動が紹介されるよう働きかけます。

イ 地元ラジオ局と連携し、年間を通して、活動資金協力の呼びかけや赤十字事業の周知に努めます。

### (3) SNSによる情報発信

既存の支援者（会員・奉仕団員）に加え、将来支援者となり得る青少年赤十字卒業生等の若年層が赤十字活動へ関心を抱くよう、Facebook や Instagram により日々の赤十字情報を発信します。

### (4) イベント等での広報

市町村等が開催するイベント等に参加し、地区分団員、奉仕団員、青少年赤十字メンバー等が主体となり赤十字活動の普及・促進に努めます。

## 10 会員の増強と活動資金の確保

赤十字の使命を果たしていくためには、日本赤十字社の組織の根幹である会員の増強と、その活動財源（社資）の確保は極めて重要であることから、従来から取り組んでいる地区分区との連携に加え、支部が更に主体的になり、既存会員の維持・確保や新規会員の獲得、法人を対象とした活動資金の募集に注力するなど、多様な募集方法の確立等の施策を積極的に取り組みます。

### (1) 活動資金募集の目標額

令和6年度の活動資金募集の目標額を次のとおりとし、地区分区及び関係機関の理解と協力を得て募集活動を展開し、活動財源の安定確保に努めます。

募集目標額

区分	目標額
一般社資	320,000,000円
法人社資	55,000,000円
合計	375,000,000円

### (2) 会員の増強と活動資金募集の取り組み

募集目標額を達成するため、次の取り組みを積極的に推進します。

#### ア 地区分区との連携

- ① 地区分区の協力を得て、町内会等を通じて広報紙を配布し、赤十字活動への理解促進や活動資金への協力を呼びかけます。
- ② 募集実績が低迷している地区を重点的に支援します。

#### イ 既存会員の維持・確保

- ① 会員に対して挨拶状や定期広報誌、災害速報等を発送し、事業成果や活動状況の報告及び支援に対する謝意を伝え継続支援につなげます。
- ② 支援の状況に応じ、職員担当制により会員個別に活動報告や活動資金への協力を依頼します。
- ③ 個人会員に対して口座振替やクレジットカードによる継続支援を依頼します。
- ④ 法人会員に対して支援型自動販売機の設置や寄付つき商品への協賛など、支援の拡充に努めます。

#### ウ 新規会員の獲得

- ① 義援金・救援金等への協力者や優良企業等に対してダイレクトメールを発送し、活動資金への協力を依頼します。
- ② 個人の祝事記念や法人・団体の周年記念で、活動資金への協力を依頼します。
- ③ クレジットカードやスマートアプリなどの寄付方法を周知し、活動資金への協力を依頼します。
- ④ 寄付協力者に対してサンクスレター（礼状・事業成果）を発送し、継続支援につなげます。
- ⑤ 自動車免許新規取得者・更新者、救急法講習受講者等に対して、振込用紙付きチラシを配布し、活動資金への協力を依頼します。

## エ 法人対象の活動資金募集に注力

- ① 業界団体を通じて、団体会員へ活動資金への協力を依頼します。
- ② 地元企業を訪問して赤十字活動を丁寧に説明し、活動資金への協力を依頼します。

## オ 遺贈・相続財産寄付の受付推進

- ① 「遺贈・相続財産寄付セミナー」を通じて、遺贈寄付等に関心を持つ方へパンフレットの配付や関連情報の周知を行い、赤十字への寄付を呼びかけます。
- ② 支部広報紙や新聞等の広報媒体を活用し、関連情報を広く発信するなど、遺贈・相続財産寄付の受付推進を図ります。
- ③ 地元地方金融機関と連携し、遺贈・相続財産寄付の受付推進を図ります。

## 1 1 医療事業

### (1) 水戸赤十字病院

当院は、茨城県の「地域災害拠点病院」として災害時における救援体制を整えているほか、地域周産期母子医療センターや地域リハビリテーション広域支援センター、地域医療支援病院、茨城県がん診療指定病院などの指定を受け、県央地域の中核病院として患者サービスの向上を図るとともに、安全で安心できる質の高い医療の提供を行っています。

来年度は特に、医師をはじめとする医療人材の確保・育成に取り組み、チーム医療の充実など医療の質の向上を図るとともに、デジタルリテラシー習得など、DX進展下における職員の資質・生産性向上にも努めます。

また、地域医療支援病院として、地域包括ケア病棟を活用するとともに、登録医療機関や地元医師会との合同症例検討会の開催、医療機器の共同利用の推進、訪問等による情報提供などを通して、地域医療機関との一層の連携・強化に努めます。

コロナ禍においては最大85床の専用病床を確保し、感染拡大に対応可能な体制を整備するとともに、令和5年6月には創立100周年を迎える記念事業を挙行。次の100年も地域に愛され、信頼される病院として歩み続けます。

#### ア 病床数・患者見込数・病床利用率及び職員構成

病床数	患者見込数・病床利用率		職員構成
	入院	外 来	
許 可 387床	年間延べ患者数 80,300人	年間延べ患者数 176,660人	655人 (内訳) 医 師 83人 看 護 師 326人 医療技師 94人 その 他 152人 (常勤換算数)
	1日あたり患者数 220人	1日あたり患者数 730人	
	病床稼働率 67.7%		
一 般 378床			
感 染 症 9床			
実 働 325床			

#### イ 主な機能

地域災害拠点病院（ヘリポート有）、地域医療支援病院、第二次救急医療施設、地域周産期母子医療センター、茨城県がん診療指定病院、地域リハビリテーション広域支援センター、エイズ診療拠点病院、第二種感染症指定医療機関、基幹型臨床研修病院、病院機能評価認定施設、緩和ケア病棟、地域包括ケア病棟、人間ドック施設 等

#### ウ 診療科目

内科、脳神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、リウマチ科、血液内科、小児科、外科、消化器外科、血管外科、乳腺外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、リハビリテーション科、麻酔科、病理診断科、緩和ケア内科

計25科

## (2) 古河赤十字病院

当院は、茨城県古河・坂東保健医療圏における「地域災害拠点病院」として災害時における即応体制を整えています。

また、「地域医療支援病院」・「紹介受診重点医療機関」として地域包括ケアシステムの枠組みの中で、地域の病院やクリニック、介護施設等と連携し、地域の健康を守る最良の医療を提供することを目指しています。

令和6年度は、医師の働き方改革の施行、診療報酬改定等、医療機関における経営はますます厳しくなると考えられます。そのような中で、当院の令和5年度の患者数はコロナ前の水準まで回復していないことから、令和6年度は、地域救急医療への貢献、病床利用率の向上、紹介患者の増加による医業収益の増加を図るとともに、医療DXの推進による効率化を図り、職員が働きやすい病院づくりを推し進めてまいります。

### ア 病床数・患者見込数・病床利用率及び職員構成

病床数	患者見込数・病床利用率		職員構成
	入 院	外 来	
許 可 200床	年間延べ患者数 52,560人	年間延べ患者数 105,600人	372人  (内訳)  医 師 36人 看 護 師 186人 医療技術者 65人 そ の 他 85人  (常勤換算数)
	1 日あたり患者数 144人	1 日あたり患者数 400人	
	病床利用率 72.0%		
一 般 198床			
感染症 2床			
実 働 200床			

### イ 主な機能

地域災害拠点病院、地域医療支援病院、紹介受診重点医療機関、第二次救急医療施設、病院群輪番制病院、小児二次救急輪番病院、第二種感染症指定医療機関、透析センター、健診センター、DPC（包括医療）対象病院、自治医科大学地域臨床教育センター、労災保険指定医療機関、急性期一般入院料1、地域包括ケア病棟（50床）、新型コロナウイルス感染症重点医療機関等

### ウ 診療科目

内科、循環器内科、消化器・肝臓内科、腎高血圧科、内分泌・糖尿病内科、呼吸器内科、神経内科、血液内科、アレルギー疾患・リウマチ科、心臓血管外科、人工透析内科、外科、消化器外科、肛門外科、乳腺外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、精神科、泌尿器科、眼科、麻酔科、婦人科、皮膚科、耳鼻咽喉科、小児科、病理診断科

計27科

## 12 社会福祉事業

### 日本赤十字社茨城県支部乳児院

当院は、児童福祉法に基づき設立・認可された児童福祉施設で、社会的・経済的な事情等により養育することが困難な小学校就学前までの乳幼児を、茨城県内の児童相談所（中央・日立・鉢田・土浦・筑西）から措置として預かり、昼夜にわたって必要な期間養育しています。また、短期入所として保護者の出産・家族の病気看護等、緊急の事情により一時的に養育が困難となった場合、その乳幼児を預かり養育を行っています。

さらに、身体的虐待や心理的虐待により心に深い傷をもつ子どもたちのうち、手厚いケアを要する子どもに対し、当院のケア形態を小規模化することにより、よりきめ細かなケアを提供し、家庭的な環境の中で職員との愛着関係を深めながら子どもたちの情緒の安定や健全な育成を図ることを目的として小規模グループケアを行っています。

#### ア 入所定員及び職員構成

定 員	入所児童見込数（年間延数）	職 員 構 成
38人	入 所 人 数 384人	49人
	子育て短期支援事業 24人	医 師 1人 嘱 託 医 1人
		看護師・保育士 35人
		栄 養 士 1人
		そ の 他 11人

#### イ 受託事業

##### ① 子育て短期支援事業（ショートステイ）

水戸市をはじめとする19市町村からの委託を受け、児童の養育が一時的に困難になった場合、一定期間(最高7日間)養育・保護を行います。

#### ウ 日本赤十字社茨城県支部乳児院の特徴

##### ① 子育て支援事業

乳児院の持つ専門性を活かし、子育て家庭に役立つ情報を提供することにより、地域における子どもたちの健やかな成長の支援を行います。

##### ② 日曜の家事業

入所児がボランティア等の家において、家庭での生活体験を行います。

##### ③ 里親支援

児童相談所や関係機関と協働し、里親制度の啓発や里親に向けた研修、マッチング、里親委託前・委託後訪問等の支援を行います。

##### ④ 小規模グループケア

ケア形態を小規模にし、より家庭的な環境下での養育を目指したケアを行います。

## 1 3 血液事業

### 茨城県赤十字血液センター

#### (1) 基本方針

令和6年度の茨城県赤十字血液センターの事業方針は、関東甲信越ブロック中期事業方針に基づき、以下のとおりとし、適正な事業運営に努めます。

#### (2) 事業内容

##### ア 需給管理機能の向上

- ① 血液製剤の安定した在庫量を保有し、医療機関の需要に対する安定供給の確保に努めます。
- ② 医療機関から定期的に情報収集を行い、精度の高い需要予測及び在庫予測の実現に努めます。
- ③ 関東甲信越ブロック内の採血における役割分担に応じて過不足のない献血者募集に努めます。

##### イ 効率的な献血の推進

- ① 献血Web会員サービス「ラブラッド」の活用等により予約献血の更なる推進を図ります。
- ② 企業・学校・団体への献血協力の依頼を一層強化し、安定的な献血者確保を図ります。
- ③ 小中高や大学に対し献血セミナー開催の働きかけを行うとともに、学生献血推進連盟等のボランティア団体等を積極的に活用し、若年層献血者数の増加を目指します。

##### ウ 供給体制の改善の推進

- ① 安定的な供給体制を維持するため、定時配達率の更なる向上を目指します。
- ② 医療機関に対し、FAXからWebによる発注への切り替えを更に推進します。
- ③ 血小板製剤における細菌感染リスクの低減化を目的とした採血後3日目までの安定供給を推進するため、血小板成分献血の体制整備を図ります。

##### エ 広報活動の展開

- ① ホームページ及びSNS等を活用し献血状況や事業の運営状況を積極的に情報発信します。
- ② プレスリリースを工夫し、献血に関する情報のメディア露出を推進します。
- ③ 子育て世代の流入が顕著であるつくばエクスプレス沿線の市町村への広報を強化し、献血の認知向上並びに将来の献血者の育成に努めます。

##### オ 適正な財政運営

- ① 事業計画の予算編成に基づき、適正な予算執行を徹底します。また、業務の合理化及び効率化を図り、費用の削減に努めます。
- ② 機器及び車両等の固定資産について、適正な配備及び更新を図ります。

##### カ コンプライアンスの推進

- ① 社会からの期待と信頼に応えていくため、コンプライアンスを推進します。

- ② ハラスメント防止の職場風土を醸成するとともに、事象が発生した際には、迅速かつ適正に対応できる体制を構築します。

#### キ 危機管理対策

- ① 関係機関との連携強化を図り、大規模災害を想定した危機管理マニュアル及び事業継続計画（BCP）を適宜改訂するとともに訓練を行います。
- ② インシデントレポート管理システムを積極的に活用し、日常業務における危機管理対策を図ります。

#### ク 採血計画及び供給計画

##### ①採血計画

(単位：本)

項目	令和6年度(A)	令和5年度(B)	対前年度比(A)／(B)
計画数（合計）	103,562	102,403	101.1%
(内訳) 200mL献血	2,706	2,359	114.7%
400mL献血	72,656	72,599	100.1%
血漿献血	22,200	20,745	107.0%
血小板献血	6,000	6,700	89.6%

##### ②供給計画

(単位：200mL換算)

項目	令和6年度(A)	令和5年度(B)	対前年度比(A)／(B)
計画数（合計）	303,304	334,259	90.7%
(内訳) 赤血球製剤	130,217	134,559	96.8%
血漿製剤	29,647	33,600	88.2%
血小板製剤	143,440	166,100	86.4%

##### ③原料血漿確保計画

(単位：リットル)

項目	令和6年度(A)	令和5年度(B)	対前年度比(A)／(B)
確保目標量	28,759	27,966	102.8%

## **1 4 評議員会・監査**

### **(1) 評議員会の開催**

令和5年度の事業報告及び収支決算、並びに令和7年度の事業計画及び収支予算を審議するため、評議員会を開催します。

- ・令和6年6月：令和5年度事業報告及び収支決算について
- ・令和7年2月：令和7年度事業計画及び収支予算について

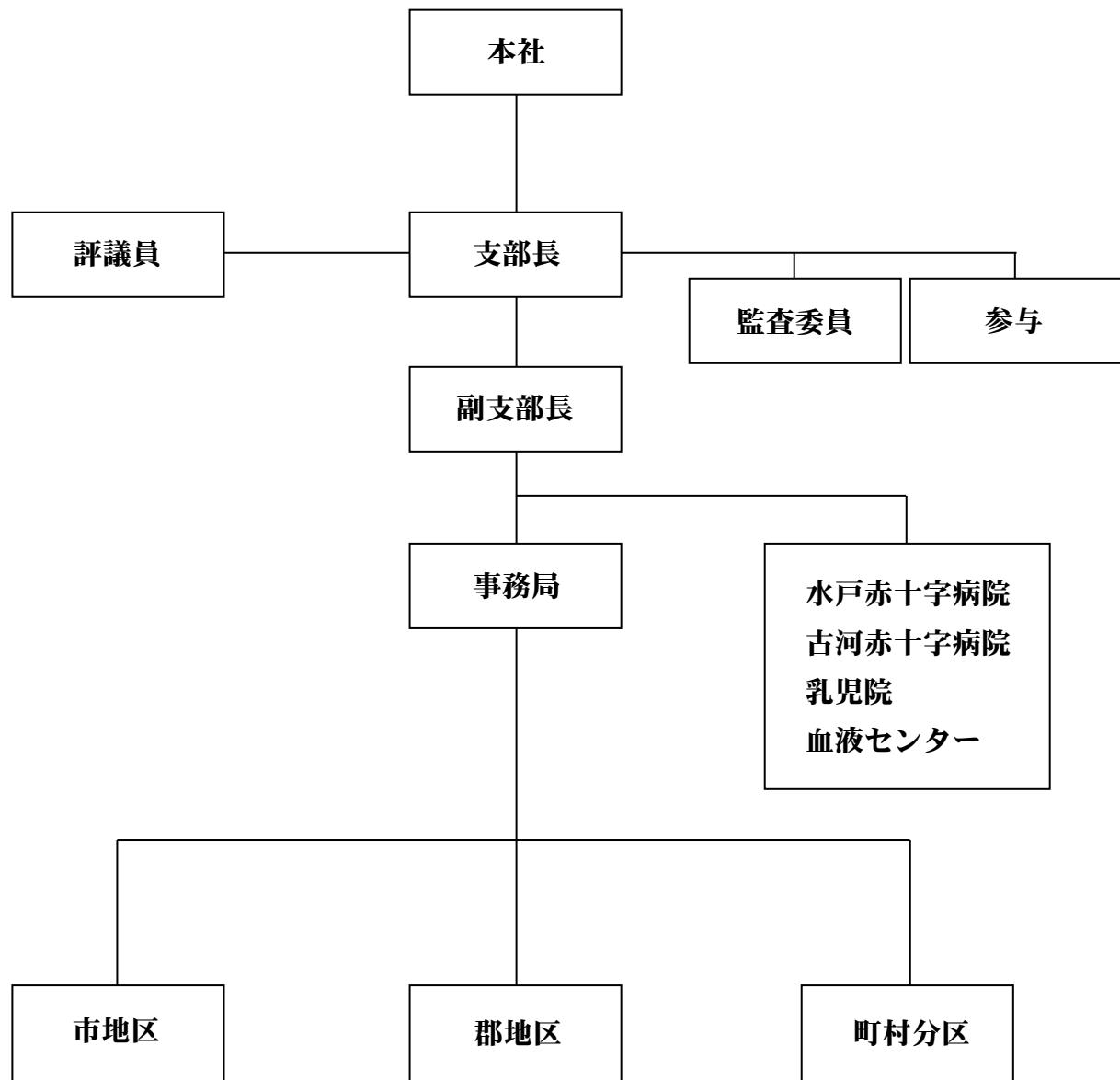
### **(2) 監査の実施**

日本赤十字社本社が委託する外部監査法人の監査を受けるとともに、当支部の監査委員による監査を実施し、適正な会計処理及び業務運営に努めます。

# 資 料 編



## 1 日本赤十字社茨城県支部機構図



令和6年2月1日現在

## 2 施 設 一 覧

施 設 名	住 所
日本赤十字社茨城県支部	〒310-0914 水戸市小吹町 2551 TEL 029-241-4516 FAX 029-241-4714 URL <a href="https://www.jrc.or.jp/chapter/ibaraki/">https://www.jrc.or.jp/chapter/ibaraki/</a>
水 戸 赤 十 字 病 院	〒310-0011 水戸市三の丸 3-12-48 TEL 029-221-5177 FAX 029-227-0819 URL <a href="http://www.mito.jrc.or.jp/">http://www.mito.jrc.or.jp/</a>
古 河 赤 十 字 病 院	〒306-0014 古河市下山町 1150 TEL 0280-23-7111 FAX 0280-23-7120 URL <a href="https://www.koga.jrc.or.jp/">https://www.koga.jrc.or.jp/</a>
日本赤十字社茨城県支部乳児院	〒310-0914 水戸市小吹町 2673-1 TEL 029-240-3800 FAX 029-243-9300 URL <a href="http://www.jrcsin.jp">http://www.jrcsin.jp</a>
茨城県赤十字血液センター	〒311-3117 東茨城郡茨城町桜の郷 3114-8 TEL 029-246-5566 FAX 029-246-5614 URL <a href="https://www.bs.jrc.or.jp/ktks/ibaraki/index.html">https://www.bs.jrc.or.jp/ktks/ibaraki/index.html</a>
つくば供給出張所	〒305-0821 つくば市春日 1-10 メディカルプラザ 1階 TEL 029-860-2501 FAX 029-860-2502
つくば出張所 (つくば献血ルーム)	〒305-0031 つくば市吾妻 1-10-1 つくばセンタービル 2階 TEL 0120-298-102
水 戸 出 張 所 (水 戸 献 血 ル ー ム M E E T)	〒310-0015 水戸市宮町 1-7-31 エクセルみなみ 6階 TEL 0120-310-399

令和6年2月1日現在